

「高齢者医療を支えるデジタル技術の導入調査業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「高齢者医療を支えるデジタル技術の導入調査業務委託」の受託候補者を、プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務経歴
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務の実施手法
- (5) ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務経歴
 - (2) 当該業務の実施体制
 - (3) 当該業務の実施方針
 - (4) 当該業務の実施手法
 - (5) ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、高齢者医療を支えるデジタル技術の導入調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項につ

いて、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

- 委員長 医療局総務課長
- 副委員長 医療局医療政策課長
- 委員 医療局医療政策課医療データ活用推進担当課長
- 委員 医療局地域医療課担当課長
- 委員 医療局地域医療課在宅医療担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員が欠席した場合は、評価基準における「評価委員の人数」に含まないものとする。

6 評価の結果、採点が同点の場合は、「現場課題の理解と分析力（特に在宅医療領域）」、「医療分野に関する、AIを含むデジタルサービスの調査・分析力（特に在宅医療領域）」、「本市での展開を想定したAIを含むデジタルサービスの活用方法の明確さ」、「実証事業への展開を見据えた設計の具体性、地方自治体における実現可能性（AIを含むデジタルサービス導入にかかる課題の明確さ）」の項目順で点数比較を行う。これも同点となった時は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合は、委員長が評価の順位を定めるものとする。

7 委員長は、評価結果を医療局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

8 評価委員会は、非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和7年9月11日から施行する。